令和3年第1回大多喜町議会定例会

8月会議会議録

令和3年8月5日開会

令和3年8月5日散会

大多喜町議会

令 和 三 年	令 和 三 年	令 和 三 年	令 和 三 年
第一回定例会〔八 月会議〕	第一回定例会〔八 月会議〕	第一回定例会〔八 月会議〕	第一回定例会〔八 月会議〕
			議〕 大
大	大	大	多
多	多	多	
喜	喜	喜	喜
町	町	町	町
議	議	議	議
会	会	会	会
会	会	会	会
議	議	議	議

録

録

録

録

令和3年第1回大多喜町議会定例会8月会議会議録目次

第 1 号 (8月5日)

出席議員
欠席議員
地方自治法第121条の規定による出席説明者1
本会議に職務のため出席した者の職氏名1
議事日程
開議の宣告····································
行政報告
諸般の報告
会議録署名議員の指名
議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決4
休会について
散会の宣告······19
署名議員

第1回大多喜町議会定例会8月会議

(第1号)

令和3年第1回大多喜町議会定例会8月会議会議録

令和3年8月5日(木) 午後 3時00分 開議

出席議員(12名)

1番	渡	辺	善	男	君	2番	渡	邉	泰	宣	君
3番	野	村	賢	_	君	4番	末	吉	昭	男	君
5番	根	本	年	生	君	6番	吉	野	僖	_	君
7番	山	田	久	子	君	8番	渡	辺	八美		君
9番	山	П	定	夫	君	10番	森			久	君
1番	吉	野	_	男	君	12番	麻	生		勇	君

欠席議員(なし)

1

地方自治法第121条の規定による出席説明者

 町
 長
 飯
 島
 勝
 美
 君

 執
 育
 長
 宇
 野
 輝
 夫
 君

 教
 育
 課
 長
 小
 高
 一
 哉
 君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長宮原幸男 書 記 鈴木孝一

議事日程(第1号)

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 議案第43号 大多喜町放課後児童クラブ建設工事請負契約の締結について

◎開議の宣告

〇議長(麻生 勇君) 皆様、こんにちは。

毎日暑い日が続いています。大変ですけれども、よろしくお願いします。

本日は、令和3年第1回議会定例会8月会議を招集しましたところ、議員各位をはじめ、 町長及び執行部職員の皆様には、ご出席をいただきまして誠にご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は12名全員です。したがって、会議は成立しました。

本日、8月5日は休会の日ですが、議事の都合により、令和3年第1回大多喜町議会定例 会を再開いたします。

これより8月会議を開きます。

(午後 3時00分)

◎行政報告

○議長(麻生 勇君) 日程に先立ち、町長から行政報告があります。 町長。

○町長(飯島勝美君) 令和3年第1回議会定例会8月会議の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、令和3年第1回議会定例会8月会議を再開させていただきましたところ、議長を はじめ、議員の皆様方には大変お忙しい中、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。 行政報告につきましては、お手元に配付をさせていただきました報告書のとおりでござい ますので、これによりご了承いただきたいと存じます。

さて、新型コロナウイルスの流行、第5波が鮮明となり、本県も緊急事態宣言が発令されました。感染力の強いデルタ株への置き換わりが急速に進む中、感染者も爆発的に増加をしているところでございます。

本町としましても、感染者数は県内でも一番少ない状況ではありますが、改めて不要不急の外出の自粛、3密対策や新しい生活様式を引き続き町民の皆様に実践していただくよう、 ご理解、ご協力をお願いするところでございます。

また、本町のワクチン接種については、町内医師会、看護師、社会福祉協議会など、多くの関係者のご理解、ご協力をいただきながら、全庁挙げて進めているところでございます。

これまでの接種の実績ですが、65歳以上の接種券発送数は3,860件で、1回目の接種者数

は3,655人で、接種率は94.7パーセント、2回目の接種者数は3,261人で、接種率は84.5パーセントとなっております。当初希望した方の接種率は、100パーセント以上となっております。

64歳以下の接種券発送数は4,251件で、1回目の接種者数は1,638人で、接種率38.5パーセント、2回目の接種者数は744人で、接種率17.5パーセントですが、当初希望した方2,883人の接種率は、1回目が56.8パーセント、2回目が25.8パーセントとなっております。

この後、若年層の対象者の接種を順次進めてまいり、9月中頃までには、本町全ての希望 される方の接種が完了する予定でございます。本件についても、議員各位のご理解、ご協力 を重ねてお願い申し上げます。

さて、本日は、放課後児童クラブ建設工事の契約案件を提出させていただきました。十分 ご審議をいただき、可決くださいますようお願い申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長(麻生 勇君) これで行政報告を終わります。

◎諸般の報告

○議長(麻生 勇君) 次に、諸般の報告でありますが、第1回議会定例会7月会議以降の議 会関係の主な事項は、お配りしました印刷物によりご了承願いたいと思います。

次に、監査委員から7月26日に実施いたしました例月出納検査の結果の報告がなされています。

お手元に配付の報告書の写しにより、ご了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

次に、8月会議につきましては、審議期間は本日1日とします。

お配りしてあります議事日程に従って議事を進めてまいりますので、よろしくお願いいた します。

◎会議録署名議員の指名

〇議長(麻生 勇君) これから日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、

1番 渡 辺 善 男 君

2番 渡 邉 泰 宣 君

○議長(麻生 勇君) 議員の皆様に申し上げます。

これから審議に入りますが、質問については、同一議案について3回までといたします。 また、議案書のほかに参考資料が配付されておりますが、この資料はあくまで参考資料で配 付されているものですので、質疑の際は、議案書により質疑されるようお願いいたします。

◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(麻生 勇君) 日程第2、議案第43号 大多喜町放課後児童クラブ建設工事請負契約 の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

教育課長。

○教育課長(小高一哉君) それでは、議案つづりの1ページをお開きください。

本文に入ります前に、提案理由のご説明をさせていただきます。

現在、旧上瀑小学校内で運営しております大多喜町放課後児童クラブを大多喜小学校の敷 地内に移設する工事を行うものであります。

この工事につきましては、3月4日の入札以降、不調が続いておりましたが、7月19日を期限に、夷隅郡市・長生郡市の業者8社に見積りを依頼したところ、2社から見積書の提出がありました。見積り開封の結果、最低見積価格の東條工業株式会社と7月21日に仮契約を締結しましたので、本契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

大多喜町放課後児童クラブ建設工事について、次のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

- 1、契約の目的、大多喜町放課後児童クラブ建設工事。
- 2、契約の方法、随意契約。
- 3、契約の金額、6,266万7,000円。
- 4、契約の相手方、千葉県長生郡睦沢町上市場911番地33、東條工業株式会社、代表取締役、江澤正夫。
 - 5、工期、議会の議決の日から令和4年3月15日まで。

以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(麻生 勇君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番森久君。

〇10番(森 久君) ご許可いただき、ありがとうございます。

私は、本件につきまして3点の質問をしたいと思います。一つ一つ取り上げてまいります。 第1の質問は、完成後、すなわち令和4年度以降の利用者数についてでございます。現在 の大多喜町の年間出生数は、広報おおたき第624号から第634号によりますと、令和2年7月 届けから令和3年6月届けまでの1年間で27人であります。たった27人であります。大多喜 町の現在の人口は約8,700人でありますが、総務省の予測によりますと、2045年には、それ が約5,000人にまで激減するとのことであります。予測の中で最も正確性の高いものが人口 予測と言われておりますので、このままの状況で進展していきますと、この27人という数字 は減少していくと思われます。仮に25人としまして、西小学校に10人、大多喜小学校に15名 進み、そして大多喜小学校の放課後児童クラブの利用者数が15人中10人だとしますと、実際 に利用するのは、1・2年生がほとんどと聞いておりますので、人数は20人と思われます。 そこでお教えいただきたいのは、この建物が想定している利用人数は何人なのか。また、

その想定の根拠はどこにあるのかでございます。

以上が第1の質問でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

- 〇議長(麻生 勇君) 教育課長。
- **〇教育課長(小高一哉君)** ただいまの学童の人数のこれからの推移ということでよろしいで しょうか。

(「はい」の声あり)

○教育課長(小高一哉君) 一応、私どものほうの第2期大多喜町子ども・子育て支援事業計 画というのが策定されております。その中で、町の全体の令和3年度は、先ほど言った73人、 学童の人数ですね。そちらの計画によりますと、町全体ですけれども、令和3年度は73人、 令和4年度は76人、令和5年度は68人、令和6年度は64人というふうに考えて計画をつくっ ております。それで、施設の割合では、今回、上瀑小にあるのがたんぽぽ、西小にあるのが つくしということになりますけれども、たんぽぽが今までの推移ですと65パーセント、つく

しのほうが35パーセントというふうになっていまして、そちらのほうで一応5年間の計画ではそのように計画をしております。それ以降につきましては、また再度、見直しがあると思います。

以上です。

- 〇議長(麻生 勇君) 10番森久君。
- ○10番(森 久君) ご回答ありがとうございます。

第2の質問は、将来の維持管理費についてでございます。

建物は、企画・設計コストと建設コストだけでなく、さらに保全コスト、修繕・改善コスト、運用コスト、廃棄処分コストなどが発生いたします。なお、私の質問におきましては、今後、建設後廃棄処分までのそうしたコストを維持管理費と呼ぶことにいたします。そうした呼称が適当であろうということは、ある専門家に確認いたしました。

それでは、建設後、どの程度の維持管理費が発生するかでございますが、明海大学の石塚義高先生の「建築のライフサイクルマネジメント」というご著書によりますと、企画・設計から廃棄処分までの費用のうち、維持管理費の占める割合は、大規模事務所建造物で78.8パーセント、中規模事務所建造物で83.0パーセントであり、大ざっぱに言って、建設費が1に対して、その後の維持管理費は4であります。もちろん調査は過去のことであり、建物の大きさも異なりますので、今回の放課後児童クラブの建物に、そのまま1対4を適用することには疑問があるかもしれません。しかし、仮に、1対2強程度であったとしても、1億5,000万円の維持管理費がかかることになります。1億5,000万円であります。この維持管理費を我々の子供、孫、ひ孫の世代が負担していくことになります。

そこで教えていただきたいのは、建設後の維持管理費についてでございます。来年4月以降の維持管理費について、どのように見積もっているのか。また、その見積りの根拠はどこにあるのかでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

〇議長(麻生 勇君) 町長。

○町長(飯島勝美君) 大変いろいろ調べて、ご質問いただいたところでございますが、先ほど議長のほうからもお話がありましたように、議案書に沿ってのご質問ということをさっきお話しされたと思います。今日の議案につきましては、契約案件であります。そして、今、質問の内容につきましては、予算を提案したときにされるご質問でありまして、これはもう既に可決をされておりまして、今日はそれに従いまして。今日は契約案件としているわけでございますので、ぜひその辺はこの議案に沿ってということでご理解をいただければと思い

ます。

- 〇議長(麻生 勇君) 10番森久君。
- ○10番(森 久君) ご回答ありがとうございます。

第3の質問は、武漢ウイルス対策、すなわち大多喜小学校から旧上瀑小学校に移動するバスでの密を回避するという建設根拠についてでございます。

菅首相は、10から11月には、希望者への接種を終了したい旨発言しておりますし、8月2日付の産経新聞によれば、河野太郎ワクチン担当相は、9月いっぱいでそれぞれの自治体の人口の8割が2回打てる分のワクチンを供給できるだろうと思っている、と述べたとのことでございます。つまり、現時点に至りまして、収束が見えてきているのであります。放課後児童クラブの建物は来年3月に完成し、4月より利用すると伺っておりますが、その時点では多分、インフルエンザのような状態になり、素人判断ではありますが、対応策として、うがい、手洗い、マスク、休養、栄養、予防接種が推奨されるような状況かと思われます。そのような状況下で、完成・利用となりますと、町民の怒りでございます。いかばかりかと心配しております。

そこで教えていただきたいのは、収束が見えてきた現段階におきましても、なお武漢ウイルス対策として、放課後児童クラブの建物を建設しようとする根拠でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

〇議長(麻生 勇君) 町長。

○町長(飯島勝美君) ただいまの質問も、大変調べていただいたことは、私ども、よく勉強されたなと思います。しかしながら、先ほども申し上げましたように、今日の議案につきましては、契約案件であります。先ほど議長も皆さんにご説明したように、議案書に沿っての質問をということを、重ねて議長は言っております。ですから、やはり今日の質問については契約案件、この件についてしっかりとご理解をいただければと思います。

ですから、契約案件とはどういうことかといいますと、5,000万円以上についての契約については、議会の議決を得るということになっております、自治法の中で。そして、今回は、予算に沿って今回この契約をするわけで、それをこの業者と契約してよろしいかということを議会に提案しているわけでございますので、その辺を十分ご理解いただきたいと思います。

○議長(麻生 勇君) 10番森久君に申し上げます。ただいま本当に町長の言うように、丁寧にいろいろ調べてくれたんですけれども、当初言いましたけれども、議案に沿った質問にしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(「ありがとうございました」の声あり)

- ○議長(麻生 勇君) ほかに何かございますか、質問は。5番根本年生君。
- ○5番(根本年生君) 質問させていただきます。私は今回、なぜ地元業者じゃなくて、他の市町村の業者なのかということについて、質問させていただきます。これもいけないことですかね。大丈夫ですか。
- O議長(麻生 勇君) 入札でやったんだから、しょうがないんじゃないかなと思いますけれ ども。
- ○5番(根本年生君) ですから、その理由を。要はなぜ町内……普通であれば地場産業の育成とか、地場の産業の方々も大変なコロナの影響を受けて、仕事の影響を受けているところでございます。町もコロナ対策として、できるだけ地元の業者、小さい商店もそうでしょうけれども、住民等に対して様々な施策を打っているところであると思います。それで、この7,000万近いお金をなぜ地元の業者じゃなくて、他の市町村の業者のほうに請け負わせることになったのかという、その経緯についてお聞きしたいところでございます。

それで、まず町内業者さんに、どうしても受けてもらいたいということで、町もいろんな 面で努力したことは聞いております。ただ町内業者さんの中で、いろんな現場説明をしたり 何かしていろいろ説明したけれども、結局、合意が取れなかったということは伺っておりま す。しかしながら、その中で、地元業者さんのほうから、受けたいんだけれども、こういっ た面で、こういった面でとか、いろいろな提言がされたものと伺っています。その提言の内 容が、町のほうで受け入れてくれれば、多分、町内業者も業務を行えたのではないかと思っ ております。町内業者にどうしてできなかったのか。また、町内業者の方々からは、どういった提言というか、どういった話があったのか。もし差し支えなかったら、教えていただき たいと思います。

- 〇議長(麻生 勇君) 教育課長。
- ○教育課長(小高一哉君) まず、地元業者のほうにつきましては、私どものほうから、そちらの7社ほどに見積りの依頼をさせていただきました。受けたいんだけれども、という話は、取りあえずはどこの業者からも、こういうふうにやればということは聞いておりません。

あと、当然そこで地元業者がこちらのほうに、町のほうに提案したものについて、それを やるとなると変更に当たります。変更になった場合には、また再度、全部入札から全部振出 しになってしまいます。そういう面で取りあえずそこは要望だけは、要望というか、意見だ けは聞いておくということで、そのまま皆さんのほうには、そのまま見積りを出していただきたいということでお願いした結果、皆さん辞退、いろいろな理由がありまして辞退ということの結果となっております。

以上です。

- 〇議長(麻生 勇君) 5番根本年生君。
- ○5番(根本年生君) ありがとうございました。

様々な工夫をしたけれども、難しかったということであると理解します。今回、私、業者というより、今回は設計の内容というのは、過去に示されてきませんでした。過去の議決の規模の設計の内容については、具体的な案が示されずにここまで来てしまったものと思っています。今回改めて、図面等が出てきて、仕様とか内容が分かりましたので、果たしてこの仕様どおりでいいのかということについて質問させていただきます。

まず、だから設計の内容が、この内容で受けさせていいのかどうかという質問でございます。です。設計の内容が適当な内容で受けていただけるのかどうかというご質問でございます。ですから、予算を決定するのは、当然この仕様書に基づいて予算が決定されているわけですよね、それに基づいて。ですから、今までだから、こういった設計の内容が、議会のほうに提示されていません。図面も提示されずに、今まで来てしまったところで、改めて今回図面等がついて、設計の内容が提示されたということでございますので、この設計の内容について、その金額が妥当なのか、業者が妥当なのかということを判断すべく、今回質問させていただきます。

- 〇議長(麻生 勇君) 副町長。
- ○副町長(西郡栄一君) この関係につきましては、予算の議決をいただいた段階で、あと、執行するに当たっては、やはり長の執行権の中で実施しているところでございます。それとこの設計内容につきましては、町単独では、できる資格を有する職員がいませんので、専門の業者を、入札をいたしまして、その業者が設計をしているところであり、特に何ら違法なものは認められないということで、限られた予算の中で、適切な設計をしていただいたんだというふうに考えております。
- 〇議長(麻生 勇君) 5番根本年生君。
- ○5番(根本年生君) 私、設計の内容が違法だとかということを言うつもりは全然持っておりませんので、ただ、学校の施設でありますから、より安心・安全な施設に建築すべきものと考えております。その中で、設計の内容として一番気になったのが、サッシが、単体のガ

ラスである、シングルであるということを非常に気になっております。それは、地元の業者 さんのほうからも、どうなのという声は聞いておるところでございます。

合わせガラス、今、一般的には合わせガラスというのが多くなってきていると思います。 合わせガラスのほうが断熱性も高く、防犯性も高く、省エネにも当然なります。国には、省 エネ法という法律があって、その法律の観点から見ると、国のほうも、できるだけ省エネル ギーの施設を造りなさいと。公共施設については、なおさらだと思っています。まして国か らの補助金を受けるということであれば、国が今どういった方針で動いているのかというこ とを考慮しながら造るべきものと思っています。もし単体のガラスですと、大風とか大雨が 来たときに、割れてしまえば、中にも風雨が入ってきます。合わせガラスであれば、2枚あ るわけですから、外側が割れても風雨は入ってきません。それから防犯上も、1枚であれば、 割れば入ることができる、2枚であればなかなか入れない。それと合わせガラスであれば、 飛散がしないということでございます。飛散防止、これが一番けがをするに当たって、ガラ スの破片が飛び散るということが、一番の危険な事故に遭うものと考えております。特に子 供たちですから、どんなことがあって割れてしまうかも分かりません。ガラスが破損したこ とによって、いろんな事故が起きているということも聞いております。

ですから、その観点から、まして子供たちが入るところですから、より安全なものを利用して、当然コスト面もあるでしょうけれども、やはり安心・安全なものを、建物についてコストは幾らかかってもしょうがないんじゃないかと思っています。なぜ、より安心・安全な、そういった合わせガラスを使わないで、単体のガラスにしたのか。このことについては、当然専門の建築業者さんから、なぜそうなのかということを聞いてでもと思います。

確かに建築基準法上は、違反ではありません。しかし、法律だけではありません。そのほかいろんな指針とか、国の方針とか、そのほかにもさっき言った省エネ法とか、様々な法律があってそれを遵守する義務が、特に公共的な施設を建てるときには必要であると考えております。その辺の見解を教えてください。お願いします。

〇議長(麻生 勇君) 町長。

○町長(飯島勝美君) ただいまいろいろご質問いただきましたけれども、先ほども私がお答えしましたように、議長さんが、議案書に沿ってのご質問を、ということを言われているはずです。ですから、この今のご質問につきましては、既に予算案を提示したときに、もう既に皆さんにお話をして、それで予算案の審議の中でやってきている話でございまして、やはり今日は契約案件、この事業者とこの金額を契約してよろしいですかという、こういうご提

案でございます。ですから、ぜひこの議案の趣旨を理解していただければと思います。

O議長(麻生 勇君) ほかに質問ありませんか。

11番吉野一男君。

○11番(吉野一男君) それでは、私のほうからちょっと、答弁というか、またお伺いしたいんですけれども、ただいま根本議員さんのほうから、設計の関係につきましてお話があったと思うんです。実際これは前段階で、今やるべき問題じゃなくて、前段階で設計書ができて、設計をこういう設計図も出して、そういうものを審議、全員協議会とかそういう何かで審議して初めてやるべきものでありますので、今回の場合は議案書ということで、言ってこないんですけれども、町長の言うとおりなんですけれども、実際的にこれは今までやってなかったんです、説明を。設計の関係の。だからこういう質問が出ているんですよ、実際に。こういう説明が出ていれば、こういう説明も、また説明もなく、質問もないと思うんですよ。いきなりこの案件だけで済むわけですので。実際、これは経過としては、今までの前例からして、全員協議会でもないし、そういう話も設計の関係が全然出てきていなかったものだから、こういう議会で、質問されているわけです。

今後において、これはあくまでも、その段階で一応設計とかそういう、工事なんかやった 場合に設計をあくまでもつけた中でやってもらいたいと思うんですよ。それではこういう問題は出ませんので、今後そういうふうな形で要望としていたします。お願いします。

〇議長(麻生 勇君) ほかに。

6番吉野僖一君。

○6番(吉野僖一君) 当初の説明、こういうコロナ関係のは、一般会計とは別にやってくれ ということで、この目的とか、皆さんに配った資料があります。それで当初は、設計図から 全部建物やって7,916万4,000円という金額になっていますよね。ここに出ているとおり。そ れで当初議会で説明を受けたときは、プールを壊して地質調査、これが44万ですか。こうい うのは、実際プールを壊さず、それも出っ張っているところを壊して、埋めて、その上に建 てるという、途中で変わったんですね。それは議会では、説明なかったですよね。当初は全 部壊して、そこの地質調査をするのにというもろもろ、建物が約6,000万で、こういうもろ もろ、プールを壊すとか何とか1,000万で、約8,000万ぐらいかかるという金額の説明を受け た。物を建てるのはいいんですよ。いいんだけれども、やはり自分のうちを建てるのに図面 も設計図もないで、さんざん言って、それが先月の月末にみんなに設計図が出てきたという ことで、今、みんな心配で質問したと思うんです。 確かに町長さんの言うとおり、それはもう過ぎていることだということは、そのとおりなんだけれども、やっぱり物事というのは、議会、議員さんみんな、町民の代表ですから、ちゃんとやることはいいんですよ。だからちゃんとそのルールにのっとって、利用者である学校の校長先生、教頭先生、先生方の意見も聞いて、そういう図面の建てる、造るのが普通だと思う。自分のうちを建てるのに、それは、これやって町長はそうやって言ったけれども、ちょっとこの辺は今後の、これはもう過ぎたことだから、私、言いたくないけれども、実際は議員、議会を軽視している。初めの説明と違って、プールを壊して、その上に建てるということで、その辺は私も、何かちょっとおかしいんじゃないかと。学校の先生方の意見も聞いても、全然その内容を知らないということなので、一応これは決まったことだから、私はそれ以上は言いませんけれども、やはりみんな心配しているんですよね。自分のうちを……

- ○議長(麻生 勇君) 吉野僖一君、プール壊すという話は決まっていないですよ。
- ○6番(吉野僖一君) 決まっていない。
- ○議長(麻生 勇君) 壊さないという話で進んだじゃないですか。
- ○6番(吉野僖一君) どうして地質調査をやるの。初めはそういう説明だったよ。
- ○議長(麻生 勇君) 説明があったと思うんだけど。
- ○6番(吉野僖一君) 初めの説明はそう私は聞いていますよ。
- **○議長(麻生 勇君)** 多分そうだと思いますよ。私の言っていることは合っていると思いますよ。壊さないという話で進めていると思います。

教育課長。

○教育課長(小高一哉君) すみません。プールの解体の件につきましては、広報の5月号に、 議員の議会だよりの中で、学童保育施設の建築工事についてということで、教育課に聞いて みましたという欄があります。その中に、大多喜小学校のプールは、何を取り壊すのという ことで、プールはどうなるのという中に、プール槽本体は解体しませんというふうなことで、 議会のほうからもそういうふうな、議会のその後ということで、報告をされておるものがあ ります。ですから、プールは解体しないというのは、そういう意味で皆さん共通事項だとい うふうに私は思っております。

以上です。

- 〇議長(麻生 勇君) 町長。
- ○町長(飯島勝美君) 今日の議案とは全く違う話で、先ほども言いましたようにやっぱり議会にはルールがありますので、そのルールに従っていただきたいと思います。ただ、今お話

をした中で誤解をしておられますので、お話をしますが、私は当初から、プールを壊すということは一言も言っておりません。山田議員さんから質問を受けています。プールを壊すのですかという山田議員さんが私に言ったときに、壊しませんと。そういうことで、議会できっちりとお答えしておりますので、その辺をご理解いただきたい。

○議長(麻生 勇君) ほかに質問ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(麻生 勇君) 質問なしと認めます。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

10番森久君。

- ○10番(森 久君) 議長、ありがとうございます。
- 〇議長(麻生 勇君) 討論ですよ。
- **〇10番(森 久君)** はい。先ほどは自由な発言をお許しいただき、ありがとうございました。
- 〇議長(麻生 勇君) 反対討論ですか。
- **〇10番(森 久君)** 反対討論をさせていただきます。

まず、簡単に先ほどの質問をまとめたいと思います。私が質問の中で申し上げたかったのは、第1に、武漢ウイルス対策という建設根拠は既に失われているということ。第2に、利用者は少数であること。第3に、その少数の利用者のために少なく見積もっても、完成後の維持管理費として1億5,000万円かかるということであります。したがいまして、建設を認めることはできません。

ここでは、建設に反対する理由を、さらに3点申し上げたいと思います。

第1は、財源は全額が地方創生臨時交付金とのことでありますが、これは、もともとは国の制度、国の借金であります。ということは、この交付金も我々や子供、孫たちの負担するものだということであります。言い換えますと、私は先ほど将来の維持管理費 1 億5,000万円が子供、孫、ひ孫たちの世代の負担になると申し上げましたが、それにとどまらず、予算ではさらに7,000万円を追加して 2 億2,000万円になり、今ここで決定しようとしていることは、 2 億2,000万円を我々、子供、孫の世代がそれを負担するか否か、それを決定しようとしていることであります。そして、その恩恵を受けるのは、その金額に比べれば極めて少数であります。

第2は、放課後児童クラブの場所についてです。現在は大多喜小学校から旧上瀑小学校まで移動し、そこで開設しているとのことであります。ですが、バスで移動などせずに、大多喜小学校の空き教室を利用できるのではないでしょうか。大多喜小学校に空き教室はないという見解があるようですが、あれだけの大きな立派な小学校に余裕がないとはどうしても思えないのであります。また、大多喜区の青年館は、小学校の敷地に隣接していますので、放課後児童クラブ建物の候補になり得ると思われます。平日であれば、大多喜区青年館はほとんど利用されておりません。さらに、放課後児童クラブを大多喜小学校に開設しますと、バスの経費、年間150万円も不要となります。

第3に、本件についての不信感を表明させていただきます。私は、議会議員選挙、立教大学大学院の授業研究発表会の支援、議会議員活動の支援、ワクチン接種などにつきまして、大多喜町、町長をはじめとする大多喜町、並びに役場職員の方々に心より感謝しており、自らの仕事に取り組む姿勢、大多喜町の体制に感謝をし、また、心から敬意を抱いております。しかし、バスの中の密を回避するためということを建設根拠にするのであれば、3密回避が言われ出してから、今まで、バスについてはどのような対策を講じてきたのでしょうか。私は東京駅までの高速バスを利用しておりますが、きちんと対策をした上で、きちんと対策をした上でですが、従来どおりの運行をしています。私は、寡聞にして、大多喜小学校と旧上瀑小学校を結ぶバス内での対策を知りません。他方で、バスが密状態になるので、2億2,000万円もの負担になる建物を建設し、来年4月以降利用する、というのは論理的にどうしても整合性が取れません。矛盾した政策を遂行しようとしており、私にはその点が理解できません。

以上3点、質問の点も含めますと6点の理由から、今回の放課後児童クラブ工事契約の締結について反対いたします。飯島町長の賢明なるご決断を心より願っております。ご清聴ありがとうございました。私の認識に誤りがありましたら、その点は心よりおわび申し上げます。議員、諸兄姉の慎重なご判断を心よりお願いし、私の反対討論とさせていただきます。ありがとうございました。

- 〇議長(麻生 勇君) 次に、本案に賛成者の発言を求めます。 7番山田久子君。
- **〇7番(山田久子君)** 私は、大多喜町放課後児童クラブ建設工事請負契約の締結について、 賛成の立場で討論をさせていただきます。

大多喜町放課後児童クラブ建設工事の入札は、ウッドショックと言われる木材の高騰や建

設に関わる監理技術者不足の問題、施工方法に関する多様な考え方の違いなどもあり、入札の不調が重なり、発注方法の見直しや入札・契約方法の見直しも5度に及んでおります。

その中には、町内業者育成の観点から、町内業者の方を対象とした随意契約も試みられた ところでございます。決められた予算と期間内での建設に向け、諦めることなく取り組んで くださったことにより、このたびの仮契約へとつながったものであると考えるところでござ います。

建物の設計は、自動水栓や抗ウイルス壁の使用など、新型コロナ禍における感染防止対策や、LED利用など省エネ対策を配慮したものとなっているようです。その他の部分においては、シンプルな中にも多様なお子様の受入れが可能となるようなつくりになっているようにも思われます。

今回の締結により、新しい生活様式を踏まえた放課後児童クラブの建設が地方創生臨時交付金の100パーセント補助を用い実施されることとなり、財政力の小さい本町では大変ありがたいものであると私は考えております。

小学校との連携や、各種安全対策の問題、自然災害による問題の回避にもつながっていく ことができればと思うところでございます。

これからも児童クラブたんぽぽを安心して継続運営していただくための拠点整備ができるものと思っております。

新型コロナウイルスの感染拡大が心配される中ではございますが、感染症対策、熱中症対策、さらには学校内での安全対策にご注意をいただきながら、設計基準にのっとり、工期内の完成はもちろん、建物周辺の整備につきましても、子供たちの安全・安心の面から、可能な限り年度内の完成を推進していただくことを願い、私は賛成の立場とさせていただきます。

○議長(麻生 勇君) ほかに討論ございますか。

何ですか、反対ですか。

5番根本年生君。

○5番(根本年生君) すみません。私は反対の立場から討論させていただきます。

私、今回のこの議案の内容は、業者、この業者でいいのかと同時に、設計金額がこれで妥当なのか。設計金額が妥当といったら、その設計内容の審議も、今回の審議の対象であると考えております。それについて、反対をさせていただきます。

まず、先ほど質問の中でも申しましたように、地場産業の育成という観点から言えば、や はりコロナで非常に町内業者も疲弊しております。様々な経緯があってこうなったんでしょ うけれども、できる限り工夫して努力して、やはり私は、町内業者に受けてもらうことがいいことだと思っています。町内業者さんの方も、大多喜町にとって有力な会社です。町内業者のほうも、町のためであれば、多少の採算は度外視して、建築のほうを請け負ってもいいという腹積もりでいる方も多くいると思います。その辺をもう少し考慮していただいて、他の市町村の業者ではなくて、できるだけ地元の業者に請け負わせるべきではないかというふうに考えております。

それともう一つが安心・安全面の点でございます。やはり、今、シングルの窓ガラスを使うことはほとんどありません。国の指針でもそうです。今、求められているのはより安心・安全な施設を造る。まして公共施設、子供たちがいるところ、あるいは今、台風とかのシーズンです。台風のシーズンになれば避難所として使うことも当然あるでしょう。そうすると、より安心・安全な施設にしなければなりません。合わせガラスは、単体のガラスに比べて数倍、安全性に優れています。それはもういろんな面で実証されているところでございます。私どもが税金を一生懸命払うのは、安心・安全な生活をするために払っているところでございます。安心・安全に働ける、安心・安全に生活できる、そして、子供たちが安心・安全な場所で過ごすことができる。そのことについてお金をかけることは、私は何ら不思議ではないと思っています。地元業者さんの話の中で、工期の面とか、金額の面が多少ネックになっているようでしたら、その辺は考えて、町内業者さんの方は、まだ8か月ありますよ、来年の3月まで。多少なりとも見直しをして、できる限り安心・安全なものを町内業者さんの方につくっていただければうれしいと思います。

それとあと一つ、コロナが、先ほど言いましたけれども、大変な勢いで感染症が広がっています。このお休みなど、道の駅とか、喜楽里とか、ほかの施設、大多喜町の施設に多くの観光客が来ています。まして商店のほうにも大勢の方が来ています。その感染症防止対策は、まだ十分とは言えません。8か月後の感染防止策も大事でしょう。しかし、今は、目の前の感染防止策にも、もっと力を入れてもらいたい。このコロナ対策に、建物に7,000万近いお金をかけるのであれば、同等のお金をすぐにでも地元の困っている人たちに向けて出すというようなことも、併せてお願いいたしまして、私の反対討論とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(麻生 勇君) ほかに討論は。

3番野村賢一君。

○3番(野村賢一君) 私は賛成のほうからの討論をお願いします。

先ほど来、予算だの設計図だの、どうのこうの言っていますけれども、今の大多喜町は、 本当に子供は宝でございます。それで、働くお母さんたちのためにも、学童施設も大変必要 なことで、大多喜町も始めたわけでございます。

仮契約に至るまでは資材が高騰したり、いろいろなものがあって、5回目にやっと決まったわけなんです。指名、指名、一般競争入札で決まらなくて、今度は町のほうから随意契約、お願いした。地元の業者が駄目で、随意契約2回目でやっと決まったわけです。こんなことで、いちいち本当に議論してよろしいでしょうか。

もっと子供は宝なんです。さっきから出生が何人とか言っていましたけれども、その人たちのほかにも、また、大多喜町でも子供の分厚い福祉施策ができていると、そういう話を聞けばまた途中から来る人もいるかも分かりません。そういうことで、今、人口問題とかいろんな問題に日夜皆さんご苦労している中で、この学童の問題は、非常に今年の1月の選挙でも争点になりました。賛成している人たちに対してのチラシを入れたり、大変な議員もいました。しかし結果を見れば、賛成した人たちが、ものの見事、町民の支持を受けてまた議会に来ています。そこらも含めて、もう少し大多喜町の学童に対する、子供たちに対する本当に温かい、皆様の、議員は特にご支援をしていただきたいと思います。話がまとまらず大変恐縮ですが、賛成討論とさせていただきます。

以上です。

〇議長(麻生 勇君) ほかに討論。

吉野君は反対ですか。

- 〇6番(吉野僖一君) 反対。
- ○議長(麻生 勇君) じゃ、反対を先にやりますから。 6番吉野僖一君。
- ○6番(吉野僖一君) 私も長年PTAはお世話になったんですけれども、今、野村さんが言いましたけれども、西畑小はすごい立派な校舎なんです。今、老川と一緒で81名です。総元学区、もう少しこっち、西畑のほうをやっていれば、まだ西畑も維持できるけれども、このままいくと西畑小も危ない状態でございます。そういう点は、先輩議員として、議長経験者として、賛成、今、言っていました。私はやはり公平にやるには、町をバランスよくやるには、学童をもう少し、半分にして、西畑小、立派な校舎ですよ。どこへ出しても、あの当時はすごい立派な校舎だと。パソコンの教室もあって。そういう立派な校舎があって遊んでいる。それをうまく活用しなくちゃいけない。そういうもろもろ町民は見ていますから、その

辺なんですよ。私、初めから反対。でもやはり課長の立場、考えまとめなくちゃいけないと 思っていろいろ調べて、フォローしているんだけれども、何かやっぱり町民の声が、地元の 新丁とか久保とか、そういうところでも何でそういうあれになったんだというのは、町民の 声がすごいですよ。

そういうことでやはりもう少し行政というのは、公平にやってもらいたい。本当に森先生も調べて、生徒数が本当に激減ですよ。これ、建てました、入る人いません。これじゃどうしようもない。大高のこともみんな心配して、今日も電話して、一応前年並みのあれは説明会には昨日来たということでありますけれども、やはり町全体の教育の場ということで考えた場合には、今回のこれは慎重にやっぱり、一応そういうわけで私は反対です。初めから反対していました。

〇議長(麻生 勇君) ほかに。

2番渡邉泰宣君。

○2番(渡邉泰宣君) 私は賛成の立場から討論させていただきます。

当初この学童クラブの議会でもお話があったときに、予算のとき、私は賛成の立場で討論しました。

なぜかというと、やはりお金の問題というのは、子供にはお金に代えられない、大事な子供なんですよ。将来を背負って立つ子供たちのためにお金を制限したら、やっぱりかわいそうじゃないですか。そういう立場から私は賛成したいと思います。

上瀑小学校、今、使っておりますが、やはりこれは上瀑小学校も将来は学童が入っていたら、やはりいろいろ支障が出るということも聞いております。また、小学校の先生、あるいは父兄の、どうしても欲しいということも聞いております。そういう人たちの意見をやはり重視しなきゃいけない。やっぱり子供は宝です。子供の安全を図るためには、ぜひ必要な施設であると思います。

そういう立場から私は賛成とします。

○議長(麻生 勇君) ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(麻生 勇君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

(「休憩を求めます」の声あり)

〇議長(麻生 勇君) それはもう少し待って。何かあるんですか。トイレですか。

(「議員間で意見交換をさせていただければと思います」の声あり)

○議長(麻生 勇君) 今、討論なしで終わりましたので、これで採決したいと思います。 お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

〇議長(麻生 勇君) 挙手多数です。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

◎休会について

○議長(麻生 勇君) 以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りいたします。

本定例会は、議事の都合により、明日6日から9月30日まで休会したいと思います。 これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長(麻生 勇君) 異議なしと認めます。

よって、明日6日から9月30日まで休会とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○議長(麻生 勇君) 本日はこれをもって散会とします。

ご苦労さまでした。

(午後 3時58分)

会議の経過を記載し、その相違ない事を証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 集 集 勇

署名議員渡辺善男

署名議員 渡邉 泰宣